

浜松市

市内の運送事業者等に対し、高騰した燃料費の一部を補助します！



物流等円滑化支援交付金

車両
1台あたり

4万5千円 ×

浜松市内の営業所に登録されている
車両台数の1/2を支給します！

※車両台数については、小数点以下は切り上げるものとする
※1社あたりの交付限度額は225万円とする

対象

- ✓ 貨物自動車運送事業者（例：トラック輸送）
- ✓ 一般貸切旅客自動車運送事業者（例：貸切バス）
※他の旅客自動車運送業と併用している車両は除く
- ✓ 特定旅客自動車運送事業者（例：送迎バス）

営業ナンバー
(緑ナンバー・黒ナンバー)を
取得している車両

条件

(1) から (3) のすべてを満たすもの

- (1) 交付申請時点において、道路運送事業等に必要な許可を得、
又は届出を行い、浜松市内で当該道路運送事業等を継続していること。
- (2) 市税を完納していること、又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けていること。
- (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として
指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。



申請方法

必要書類を揃え、WEB または 郵送 でお申し込みください

申込受付期間 令和4年9月1日(木) ～ 令和4年10月31日(月)まで

簡単！
web申請

ウェブ

下記、浜松市ホームページより申請フォームにアクセスしてください

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/butsuryu/kouhukin/shien.html>

〒430-7703 浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー3F(東海道シグマ浜松支店内)

浜松市物流等円滑化支援交付金事務局 宛

必要書類は、上記ウェブサイトからダウンロードしてご記入ください

※簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法でご郵送ください
※密集を避けるため、窓口では受け付けておりません



ダウンロードは
こちら



申請先・お問合せ

浜松市物流等円滑化支援交付金事務局

東海道シグマ浜松支店

〒430-7703 浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー3F

TEL 050-5369-6240

受付時間
9:30～17:00
※土日祝除く

浜松市 市内の運送事業者等に対し、高騰した燃料費の一部を補助します!
物流等円滑化支援交付金



必要書類 一覧

申請書	交付申請書 兼 請求書及び誓約書 (第1号様式)
交付対象車両を確認するための書類	交付対象車両一覧 (第2号様式)
交付対象事業者であることを確認するための書類	以下のいずれかの書類のうち 直近の事業内容がわかるもの ※事業計画の変更の届を行っている場合は、直近のもの ※運輸局の押印済みのもの ・一般貨物自動車運送事業計画書 ・貨物軽自動車運送事業経営届出書 ・特定貨物自動車運送事業計画書 ・一般貸切旅客自動車運送事業計画書 ・特定旅客自動車運送事業計画書 ・その他以上に準ずるものとして市長が認める書類 〔注〕登録車両の確認が必要な為、許可書では代用できません
交付対象車両台数を証明する書類	交付対象車両の車検証の写し ※最新の車検証に限る
振込先口座情報を確認する書類	振込先口座情報が分かる書類 ・通帳の写し (表紙ではなく見開きページ) 口座名義、支店コード、口座番号、預金種目が分かるように添付すること
浜松市に事業実態があることが確認できる書類	以下のいずれかの書類 ・直近の確定申告書の写し 【法人の場合】法人税申告書別表一、及び法人事業概況説明書の写し 【個人の場合】所得税確定申告書Bの第一表、第二表 (青色申告の方) 青色申告決算書全4ページ (白色申告の方) 収支内訳書の全2ページ ・法人登記簿の写し (3か月以内に発行されたもの) ・公共料金の請求書等の写し ・その他事業実態が確認できるもの
市税に関する書類	・特別徴収義務者指定通知書の写し 申請時点において特別徴収義務者として指定されていないことについて 正当な理由がある場合は、 市民税特別徴収未実施理由書 ・市税の徴収の猶予もしくは換価の猶予を受けている場合 市長名義の市税徴収猶予承認通知書の写し
その他	提出書類チェックシート

申請先・お問合せ

必要書類は浜松市ホームページからダウンロードしてください

浜松市物流等円滑化支援交付金事務局

東海道ンゲマ浜松支店
〒430-7703 浜松市中区板屋町111-2 浜松アクタワー3F

TEL 050-5369-6240

受付時間 9:30~17:00 ※土日祝除く



ダウンロードはこちら